

(別紙1)

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、以下に掲げる条例及び規則の施行に関し必要な事項を定める。

- (1)鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)
- (2)鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)
- (3)鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第78号)
- (4)鳥取県居宅介護支援事業に関する条例(平成26年鳥取県条例第52号)
- (5)鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第23号)
- (6)鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)
- (7)鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第25号)
- (8)鳥取県居宅介護支援事業に関する条例施行規則(平成27年鳥取県規則第37号)

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の趣旨及び内容)

第2条 前条第1号及び第5号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例等の趣旨及び内容)

第3条 第1条第2号の別表1及び同条第6号の別表1の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

2 第1条第2号の別表2及び同条第6号の別表2の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例等の趣旨及び内容)

第4条 第1条第3号及び第7号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県居宅介護支援事業に関する条例等の趣旨及び内容)

第5条 第1条第4号及び第8号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則における別の定め)

第6条 第2条において別に定めることとした別表1の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則における別の定め)

第7条 第3条において別に定めることとした別表2の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則における別の定め)

第8条 第4条において別に定めることとした別表3の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

別表(第5条から第7条関係)

1 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則

左 欄				右 欄
規則別表	項	号		
1 訪問介護	従業者の配置	第4号	知事が定める者	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する厚生労働大臣が定める者とする。
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	サービスの提供	第15号	知事が別に定めるところ	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の定めるところによるものとする
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	サービスの提供	第14号		
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	サービスの提供	第15号	知事の定める基準	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとする。
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	サービスの提供	第14号		
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	サービスの提供	第7号	知事が別に定める基準	— ※現時点で、知事が別に定める基準は策定予定なし。(次回改正時に削除の方向)

	サービスの提供	第7号	知事が別に定めるもの	厚生労働大臣が定める療法等（平成12年日厚生省告示第124号）に定める特殊な療法又は新しい療法等とする。
	サービスの提供	第7号	知事が別に定める医薬品	指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

2 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則

左欄				右欄
別表	項	号		
1 指定介護老人福祉施設	サービスの提供	第27号	知事が別に定めるところ	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めるところによるものとする
2 介護老人保健施設	サービスの提供	第27号		
1 指定介護老人福祉施設	サービスの提供	第27号	知事の定める基準	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとする。
2 介護老人保健施設	サービスの提供	第27号		
1 指定介護老人福祉施設	サービスの提供	第24号	知事が別に定める感染症及び	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）によるものとする。
2 介護老人保健施設	サービスの提供	第24号	食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	
2 介護老人保健施設	サービスの提供	第5号	知事が別に定めるもの	厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める特殊な療法又は新しい療法等とする。
	サービスの提供	第5号	知事が別に定める医薬品	指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

3 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則

左欄			右欄	
別表	項	号		
指定介護療養型医療施設	サービスの提供	第 24 号	知事が別に定めるところ	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)の定めるところによるものとする 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成 12 年厚生省告示第 123 号)の定めるところによるものとする。
	サービスの提供	第 21 号	知事が別に定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成 18 年厚生労働省告示第 268 号)によるものとする。
	サービスの提供	第 5 号	知事が別に定めるもの	厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年厚生省告示第 124 号)に定める特殊な療法又は新しい療法等とする。
	サービスの提供	第 5 号	知事が別に定める医薬品	指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定める医薬品とする。